

(10) 事業主団体關係
ナシ

五、労働者側

(1) 労議参加数
一〇三名

(2) 組合關係
ナシ

六、發生原因

従業員側ニ在リテハ本年三月貸銀の上々(ニ割)ヲ受ケタル
カ物價ハ益々高騰シニ割ノ増給ヲ受クルニ尚低賃銀ナルヲ以
テ生計維持困難ナルニ因リ何等カノ増収方寄々協議中ナリシ
カ昨二十五日急遽具體化スベシ代表二十名管内千住曙町三ニ
畑武雄方ニ参集 別紙(一)嘆願書作製工場長ノ手許迄ニ提出セ
ルニ因ル

七、経過

従業員代表 佐京正一 亀山帝次郎等外ニ名ハ七月二十六
日午前九時會社事務所ニ君田工場長ト會見 前記嘆願書ヲ
提出シ會社側ノ善處方ヲ希望シ辞去セリ

(2) 七月二十七日午後一時ヨリ會社事務所階上ニ於テ